

議案第21号

財産の取得について議決を求める件

財産の取得について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 電波暗室 一式
- 2 取得金額 118,690,000円
- 3 取得の相手方 大阪府守口市南寺方東通四丁目11番12号
日本シールドエンクロージャー株式会社

(提案理由)

鹿児島県工業技術センターに設置する研究開発及び技術支援のための機器として取得しようとするものである。